

# 公益財団法人世田谷区保健センター職員給与規程

昭和52年3月31日

財世保規程第4号

## 目 次

第1章	総 則	(第1条～第5条)
第2章	給 料	(第6条～第11条)
第3章	諸 手 当	(第12条～第22条)
第4章	補 則	(第23条～第26条)

## 第1章 総 則

(通 則)

第1条 公益財団法人世田谷区保健センター（以下、「財団」という。）の職員の給与に関しては、この規程の定めるところによる。ただし、財団の要請に応じ、財団の業務に従事する世田谷区職員（以下、「派遣職員」という。）の給与に関し世田谷区と財団との間において締結した協定に基づく事項については、この限りでない。

2 財団が臨時に雇用する者の給与は、理事長が職員の給与との均衡を考慮して別に定める。

(給与の種類)

第2条 職員の給与は、給料及び次に掲げる諸手当等とする。

- (1) 扶養手当
- (2) 管理職手当
- (3) 初任給調整手当
- (4) 地域手当
- (5) 住居手当
- (6) 通勤手当
- (7) 特殊勤務手当
- (8) 超過勤務手当
- (9) 休日給
- (10) 管理職員特別勤務手当
- (11) 期末手当
- (12) 勤勉手当

2 業務について生じた実費の弁償は、給与に含まない。

一部改正 [平成4年規程第4号・14年4号・25年度1号]

(給与の支払方法)

第3条 給与は通貨で直接職員に支払わなければならない。ただし、職員から申出のある場合は、

口座振替により支払うことができる。

- 2 前項の給与の支払いの際、法令及び法令の規定に基づく協約又は協定により、給与から控除する金員があるときは、理事長はこれを控除して支払うことができる。

(給与の支払日)

第4条 給与(期末手当及び勤勉手当を除く。以下本条において同じ。)の支払日は毎月15日とする。ただし、月の初日以外の日に職員となった者の当該職員となった月の支払日はその月の末日までとする。

- 2 前項に規定する支払日が日曜日、土曜日又は休日にあたるときは、その日前にその日に最も近い日曜日、土曜日又は休日でない日を支払日とする。

- 3 第1項の規定にかかわらず、理事長は災害その他の事由により給与の支払いが著しく困難なときは、支払日を一時変更することができる。

一部改正 [平成10年規程2号]

(期末手当及び勤勉手当の支払日)

第5条 期末手当及び勤勉手当の支払日は、当該手当の支払いのつど、理事長が定める日とする。

## 第2章 給 料

(給料の意義及び給料表)

第6条 この規程において給料とは、正規の勤務時間による勤務に対する報酬をいう。

- 2 給料は、月額とし、別表第1から第5までに定める給料表による。

- 3 前項の給料表の適用範囲は、当該給料表に定めるところによる。

- 4 公益財団法人世田谷区保健センター職員就業規程(昭和52年7月19日財世保規程第6号。以下、「就業規程」という。)第22条の3第1項の規定により育児短時間勤務の承認を受けた職員の給料月額、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、当該職員の育児短時間勤務承認後の週の勤務時間を職員の正規の週の勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

一部改正 [平成21年規程5号]

(給料の決定)

第7条 職員に適用される給料表の級は、その職務の複雑、困難及び責任の度合を考慮し、別表第6に定める基準により決定する。

- 2 新たに職員となった者の給料の月額は、別表第7から第8に定める基準による。

- 3 職員が一つの職務の級から上位の級に昇格した場合、下位の級に降格した場合及び給料表を異にする異動をした場合における給料の月額は別表第10に定める基準による。

- 4 初任給決定の際又は昇格の際、12月に満たない調整月数がある場合において、9月以上のときは9月、6月から9月未満のときは6月、3月から6月未満のときは3月をそれぞれ次期昇給期間で調整する。

(昇給の基準)

第8条 職員の昇給は、昇給させようとする職員の勤務成績判定期間における勤務成績に応じて

行わなければならない。

- 2 前項の勤務成績判定期間とは、その前年の1月1日から12月31日までとする。
- 3 第1項の規定により昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する期間の全部を良好な成績で勤務した職員の昇給の号給数を4号給とすることを標準として、次の区分（以下「昇給区分」という。）とする。
  - (1) 「極めて良好」 A
  - (2) 「特に良好」 B
  - (3) 「良好」 C
  - (4) 「やや良好でない」 D
  - (5) 「良好でない」 E
- 4 勤務成績判定期間における勤務成績の判定ができない者の昇給区分は、前項第3号の区分を適用するものとする。
- 5 昇給区分ごとの昇給の号給数は、当該各号に定める号給とする。
  - (1) 昇給区分 A 6号昇給
  - (2) 昇給区分 B 5号昇給
  - (3) 昇給区分 C 4号昇給
  - (4) 昇給区分 D 3号昇給
  - (5) 昇給区分 E 昇給なし
- 6 前各項の規定にかかわらず、職員が55歳（医師にあつては57歳）に達した場合は、達した日の属する年度の翌年度以降の昇給において、3号抑制する。
- 7 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

一部改正 [昭和61年規程1号・平成14年4号・18年2号]

(昇給の時期)

第9条 前条に規定する昇給の時期は、毎年4月1日とする。

一部改正 [平成18年規程2号]

(再任用職員の給料月額)

第9条の2 職員就業規程第23条の2に規定する職員（以下、「再任用職員」という。）の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の欄に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

追加 [平成24年度規程3号]

(再任用短時間勤務職員の給料月額)

第9条の3 職員就業規程第23条の2に規定する短時間勤務の職員（以下、「再任用短時間勤務職員」という。）の給料月額は、その者につき定められている給料月額にかかわらず、当該定められている給料月額に、再任用短時間勤務職員の勤務時間を同行本文に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額とする。

追加 [平成24年度規程3号]

(給料の支給方法)

第10条 給料は月の1日から末日までの期間(以下、「給与期間」という。)につき、給料月額  
の全額を月1回に支給する。

2 新たに職員となった者に対しては、その日から給料を支給し、昇給、降級等により給料額に  
異動を生じた者に対しては、その日から新たに定められた給料を支給する。

3 職員が離職したときは、その日まで給料を支給する。

4 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

5 前2項又は第3項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給する  
とき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給  
与期間の現日数から週休日(就業規程第32条第1項に規定する日をいう。以下同じ。)の日数  
を差し引いた日数を基礎として、日割によって計算する。

一部改正 [平成5年規程第3号]

(退職又は解雇時の給料支給の特例)

第11条 職員が組織の改廃その他やむを得ない業務上の事由により解雇された場合には、その月  
の給料全額を支給する。

### 第3章 諸手当

(扶養手当)

第12条 扶養手当は扶養親族のあるすべての職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受け  
ている者をいう。

(1) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む。)

(2) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子及び孫

(3) 満60歳以上の父母及び祖父母

(4) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 心身の著しい障害により、将来にわたって労務に携わることができない者

3 扶養手当の月額は、次の各号に掲げる扶養親族の区分に応じて、扶養親族1人につき当該各  
号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる者 13,700円

(2) 前項第2号に掲げる子のうち1人(職員に配偶者のない場合に限る。) 13,700円

(3) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち2人(前号に該当する扶養親族を有する場  
合にあつては1人)までのもの 6,000円

(4) 前項第2号から第5号までに掲げる者のうち前2号に該当する者以外のもの  
6,000円

4 扶養親族たる子(第2項第2号に掲げる子に限る。以下同じ)のうちに満15歳に達する日  
後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間(以下「特定期  
間」という。)にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、

4,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数（同項第2号に該当する子がある場合にあっては、特定期間にある当該扶養親族たる子の数から1を減じた数）を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

一部改正 [昭和52年規定第4号2・53年2号・54年1号・55年2号・56年2号・57年1号・59年1号・60年1号・61年1号・63年2号・平成3年2号・4年6号・5年3号・6年3号・7年1号・8年2号・9年2号・11年1号・12年5号・15年2号・18年1号・18年5号、平成27年度規程4号]

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合、又は職員に次の各号の一に該当する事実が生じた場合においては、その職員は、ただちにそのことを証明する書類を添えて理事長に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（前条第2項第2号又は第4号に掲げる扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件を欠くに至った場合を除く。）

(3) 扶養親族たる子がある職員が配偶者のない職員となった場合（前号に該当する場合を除く。）

(4) 扶養親族たる子がある職員が配偶者を有するに至った場合（第1号に該当する場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合においてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号に掲げる事実が生じた場合においてはその事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し又は死亡した場合においてはそれぞれの者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものすべてが扶養親族たる要件を欠くに至った場合においてはその事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。3 扶養手当は、これを受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合、扶養手当を受けている職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合、扶養手当を受けている職員について同項第3号若しくは第4号に掲げる事実が生じた場合又は職員の扶養親族たる子で同項の規定による届出にかかるもののうち特定期間にある子でなかった者が特定ある子となった場合においては、これらの事実が生じた日の属する月の翌月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定（扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で配偶者のないものが扶養親族たる配偶者を有するに至った場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当

の支給額の改定を除く。)及び扶養手当を受けている職員のうち扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員が配偶者のない職員となった場合における当該扶養親族たる子に係る扶養手当の支給額の改定について準用する。

一部改正 [平成 5 年規程 3 号]

(管理職手当)

第14条 次の各号に該当する職員に対しては、給料月額にそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を管理職手当として支給する。

(1) 所長、局長及びこれに準ずる職員 100分の25

(2) 次長及びこれに準ずる職員 100分の20

2 前項各号に掲げる者に対しては、超過勤務手当及び休日給は支給しない。

3 管理職手当を受ける職員が月の初日から末日までの全勤務日にわたって勤務しなかった場合は、当月分の管理職手当を支給しない。

4 月の初日以外の日において、管理職手当の支給を開始若しくは停止すべき理由が生じたとき又はその額に変更を生じたときの当該手当の支給については、第10条第4項の規定を準用する。この場合において、同条中「給料」とあるのは「管理職手当」と読み替えるものとする。

一部改正 [平成 5 年規程 4 号]

(初任給調整手当)

第15条 新たに採用された職員で別表第11に定める支給対象に該当する職員については、同表に定める初任給調整手当を支給する。

一部改正 [平成 25 年度規程 1 号]

(地域手当)

第16条 すべての職員に対して、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額、給料、管理職手当及び扶養手当の月額の合計額に100分の20を乗じて得た額の範囲内とする。

3 地域手当の支給については、給料支給の例による。

一部改正 [昭和 57 年規程 1 号・61 年 1 号・平成 4 年 8 号・26 年度 1 号]

(住居手当)

第17条 世帯主(これに準ずる者を含む。)である職員(理事長が別に定める住宅に居住する職員を除く。)のうち、自ら居住するための住宅を借り受け、月額27,000円以上の家賃を支払う者に対して住居手当を支給する。

2 住居手当の月額は、8,300円とし、満27歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には18,700円を、満27歳に達する日以後の最初の4月1日から満32歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者には9,300円を、それぞれ月額に加算する。

3 住居手当の支給に関する必要な事項は、理事長が別に定める。

一部改正 [昭和 52 年規定 4 号 2・53 年 2 号・60 年 1 号・61 年 1 号・62 年 3 号  
・63 年 2 号・平成元年 6 号・3 年 2 号・12 年 5 号・25 年度 1 号]

(通勤手当)

第18条 次の各号に掲げる職員に対しては、通勤手当を支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用して、その運賃又は料金（以下「運賃」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自転車、原動機付自転車、自動車その他の交通の用具等（以下、「自転車等」という。）を使用することを常例とする職員（自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。）
- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自転車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが困難であると理事長が定める職員以外の職員であって、交通機関等を利用せず、かつ自転車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。）

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に掲げる額とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員

その者の支給対象期間（6箇月を超えない範囲内で世田谷区の例により理事長が定める期間。以下同じ。）の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下、「運賃等相当額」という。）ただし、運賃等相当額を支給対象期間内で通勤手当が支給される月の数（以下、「支給月数」という。）で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に当該支給月数を乗じて得た額

(2) 前項第2号に掲げる職員

別表第13に掲げる職員の区分及び自転車等の片道の使用距離の区分に応じて同表に掲げる額に支給月数を乗じて得た額

(3) 前項第3号に掲げる職員

通勤距離等の事情を考慮して運賃等相当額及び前項に掲げる額の合計額（その額を支給月数で除して得た額が世田谷区の例により理事長が定める額を超えるときは、当該額に支給月数を乗じて得た額）、第1号に掲げる額又は前号に掲げる額

3 通勤手当を支給される職員につき、離職その他の理事長が定める事由が生じた場合には、当該職員に、支給対象期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して世田谷区の例により理事長が定める額を返納させるものとする。

4 前2項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給及び返納に関し必要な事項は別に定める。

一部改正 [昭和 52 年規程第 4 号 2・53 年 2 号・54 年 1 号・55 年 2 号・56 年 2 号・  
57 年 1 号・61 年 1 号・62 年 3 号・平成元年 6 号・3 年 2 号・15 年 2 号]

(特殊勤務手当)

第19条 特殊勤務手当の種類、支給を受ける者の範囲及び手当の額は、別に定めるところによる。

(超過勤務手当)

第20条 正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、正規の勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に、次の各号に掲げる勤務の区分に応じて、それぞれ当該各号に掲げる割合（その勤務が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、その割合に100分の25を加算した割合）を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 週休日及び休日（就業規程第33条第1項に規定する日をいう。以下同じ。）（第20条の2ただし書きの規定により休日給を支給しないとされる日を除く。）における勤務

100分の135

(2) 前号に掲げる勤務以外の勤務 100分の125

2 第1項の規定に定めるもののほか、就業規程第30条の規定によりあらかじめ定められた1週間の正規の勤務時間を超えて就業規程第32条第1項の規定により週休日とされた日に就業規程第32条第2項の規定により正規の勤務時間を割り振られた職員には、当該正規の勤務時間に相当する時間（以下「割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間」という。）について、1時間につき、第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

3 前項に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次の各号に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じたものから7時間45分に就業規程第33条第1項第1号に規定する日（土曜日に当たる日を除く。）及び第2号に規定する日（日曜日に当たる日及び土曜日に当たる日を除く。）の合計した数を乗じたものを減じたもので除して得た額とする。

(1) 給料の月額に対する地域手当の月額

(2) 初任給調整手当の月額

(3) 特殊勤務手当のうち放射線業務手当（診療放射線技師に支給するものに限る。）の月額（当該手当が日額の場合、月額の算出方法は世田谷区の例による。）

4 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間と割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間との合計が1箇月について60時間を超えた職員には、その60時間を超えて勤務した全時間に対して、第1項第2項の規定にかかわらず、勤務1時間につき、前項に規定する勤務1時間当たりの給与額に次の各号に掲げる時間の区分に応じて当該各号に定める割合を乗じて得た額を超過勤務手当として支給する。

(1) 正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の150（その時間が午後10時から翌日の午前5時までの間である場合は、100分の175）

(2) 割振り変更前の正規の勤務時間を超えてした勤務の時間 100分の50



一部改正 [平成 6 年規程 3 号・10 年 2 号・13 年 1 号・22 年 1 号・26 年度 1 号]  
追加 [平成 10 年規程 2 号・22 年 1 号]  
削除 [平成 23 年規程 2 号]

(休日給)

第20条の2 休日の勤務として、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員には正規勤務時間中に勤務した全時間に対して勤務1時間につき第20条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日給として支給する。ただし、就業規程第33条第2項の規定により、理事長が代休日を指定し当該代休日に勤務しなかった場合には、休日給は支給しない。

追加 [平成 4 年規程 4 号] 一部改正 [平成 6 年規程 3 号・10 年 2 号]

(管理職員特別勤務手当)

第20条の3 第14条第1項に掲げる職員が臨時又は緊急の必要その他業務の運営の必要により週休日又は休日に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。ただし、就業規程第33条第2項の規定により、理事長が休日の勤務に替えて職員に他の勤務日の勤務を免除した場合には、管理職員特別勤務手当は支給しない。

2 管理職員特別勤務手当の額は、前項の規定による勤務1回につき、第14条第1項に規定する管理職手当の支給割合が100分の25の職員にあっては12,000円、100分の20の職員にあっては10,000円とする。ただし勤務に従事する時間が6時間を超える場合は、これらの額にそれぞれ100分の150を乗じて得た額とする。

3 前2項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

追加 [平成 4 年規程 4 号]

(期末手当)

第21条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長がそのつど定める基準により期末手当を支給するものとする。

(勤勉手当)

第22条 職員に対しては、世田谷区が支給する基準にならい理事長がそのつど定める基準により勤勉手当を支給することができる。

第22条の2 削除

追加 [平成 14 年規程 4 号]

削除 [平成 24 年度規程 3 号]

## 第4章 補 則

(給与の減額)

第23条 職員が勤務しないときは、その勤務しないことにつき、就業規程第39条に定める特別休暇を受ける場合及び理事長が別に定める場合を除くほか、その勤務しない1時間につき第2

0条第3項に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して支給する。

- 2 前項の給与の減額は、減額すべき事実のあった日の属する給与期間（月の1日から末日までの期間をいう。以下同じ。）のものを直近の給与支給の際行うものとする。ただし、当該給与支給の際に減額できないときは、その後の給与支給の際行うことができる。

一部改正〔平成12年規程5号〕

（時間の計算）

- 第24条 第20条及び前条における時間の合計に1時間未満の端数がある場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切捨てる。

（欠勤者等の給与）

- 第25条 欠勤者又は休職者等の給与については、第23条に定める場合を除くほか別表第12に定めるところによる。

- 2 就業規程第22条の2第1項の規定による育児休業中の職員には、その育児休業の期間中、いかなる給与も支給しない。
- 3 前項の規定にかかわらず、育児休業中の職員については、期末手当及び勤勉手当を支給することができる。

一部改正〔平成4年規程4号・12年5号〕

（端数計算）

- 第26条 この規程による給与の計算において円位未満の端数を生ずるときは、その端数が50銭未満のときは切捨て、50銭以上1円未満の端数が生じたときは1円に切り上げる。

附 則（平成11年12月14日規程第5号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成11年12月14日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正後の規程」という。）の規定は、平成11年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の変替等）

- 3 平成11年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の切替日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

（切替期間等における異動者の号給等）

- 4 切替日からこの規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日までの間において、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「改正前の規程」という。）の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員のうち、世田谷区の例に準拠して理事長の定める職員の改正後の規程の規定による当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及び

これらを受けることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

(切替日前の異動者の号給等の調整)

- 5 切替日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の切替日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が切替日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(施行日から平成12年3月31日までの間における異動者の号給等の調整)

- 6 施行日から平成12年3月31日までの間において、改正後の規程の規定により、新たに給料表の適用を受けることとなった職員及びその属する職務の級又はその受ける号給若しくは給料月額に異動のあった職員の当該適用又は異動の日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、当該適用又は異動について、まず改正前の規程の規定が適用され、次いで当該適用又は異動の日から改正後の規程の規定が適用されるものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(給与の内払)

- 7 改正後の規程の規定を適用する場合においては、改正前の規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払とみなす。

(委任)

- 8 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成12年12月13日規程第5号)

(施行期日等)

- 1 この規程は、平成12年12月13日から施行する。
- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程(以下「改正後の規程」という。)の規定は、平成12年4月1日から適用する。

(給与の内払)

- 3 改正後の規程の規定を適用する場合においては、この規程による改正前の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、改正後の規程の規定による給与の内払いとみなす。

(委任)

- 4 前項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成13年2月13日規程第1号)

- 1 この規程は平成13年2月13日から施行する。

- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成12年4月1日から適用する。

附 則（平成14年3月14日規程第4号）

（施行期日等）

- 1 この規程は、平成14年3月14日から施行する。ただし、第8条第4項及び第22条の2並びに保健婦助産婦看護婦法の一部改正に伴う保健婦、看護婦、準看護婦の職務名に係る改正規定は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は平成13年4月1日から適用する。

（昇給停止の経過措置）

- 3 平成14年3月31日（以下この項において「基準日」という。）において47歳以上の職員で同年4月1日以降在職するものについてのこの規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程（以下「新規程」という。）第8条第4項の規定の適用については、同項中「55歳」とあるのは、基準日において、55歳以上の職員にあつては「58歳」と、51歳以上55歳未満の職員にあつては「57歳」と、47歳以上51歳未満の職員にあつては「56歳」とする。
- 4 新規程第8条第4項本文の規定は、平成17年4月1日から平成23年3月31日までの間、57歳（平成20年4月1日から平成23年3月31日までの間にあつては、56歳）に達した日以降直近の3月31日において受ける号給の額又は給料月額が給料表（1）3級の最高の号給の額（以下「最高号給の額」という。）に達しないものについては、その者の受ける号給の額又は給料月額が最高号給の額と同じ額（同じ額がない場合は、その額を超える額のうちその額に最も近い額）の号給又は給料月額に達するまで適用しない。
- 5 前項の規定にかかわらず、職員がこの規程による改正前の第8条第4項本文の規定に該当することとなった場合には、昇給させることができない。

附 則（平成14年12月2日規程第6号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成15年1月1日から施行する。
- （最高号給を超える給料月額の切換え等）
- 2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠し理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との

均衡上必要と認められる限度において、人事委員会の定めるところにより必要な調整を行うことができる。

- 4 前2項に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

#### 附 則（平成15年12月11日規程第2号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成16年1月1日から施行する。ただし、第18条第2項から第4項までの改正規定は、同年4月1日から施行する。

（最高号給を超える給料月額の切り替え等）

- 2 この規程（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、理事長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 3 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、理事長は、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例により必要な調整を行うことができる。

（委任）

- 4 この附則に定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が定める。

#### 附 則（平成18年2月16日規程第1号）

（施行期日）

- 1 この規程は、平成18年2月16日から施行する。

- 2 この規程による改正後の財団法人世田谷区保健センター職員給与規程の規定は、平成18年1月1日から適用する。ただし別表第2については、別表第2欄外に記載のとおり平成17年4月1日及び平成18年1月1日から適用する。

（最高号給を超える給料月額の切替え等）

- 3 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において、職務の級の最高の号給を超える給料月額を受けていた職員の施行日における給料月額及びこれを受ける期間に通算されることとなる期間は、世田谷区の例に準拠し理事長が定める。

（施行日前の異動者の号給等の調整）

- 4 施行日前に職務の級を異にして異動した職員及び世田谷区の例に準拠して理事長が定めるこれに準ずる職員の施行日における号給又は給料月額及びこれらを受けることとなる期間については、その者が施行日において職務の級を異にして異動等をしたものとした場合との均衡上必要と認められる限度において、世田谷区の例に準拠して理事長が定めるところにより必要な調整を行うことができる。

(委任)

5 附則第3項から前項までに定めるもののほか、この規程の施行に関し必要な事項は、世田谷区の例に準拠して理事長が定める。

附 則 (平成18年3月30日規程第2号)  
この規程は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年12月1日規程第5号)  
この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附 則 (平成21年3月20日規程第5号)  
この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則 (平成21年11月17日規程第9号)  
この規程は、平成22年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月31日規程第1号)  
この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日規程第9号)  
この規程は、平成23年1月1日から施行する。

附 則 (平成22年12月1日規程第8号)  
この規程は、平成23年2月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月11日規程第2号)  
この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月5日規程第13号)  
この規程は、平成24年1月1日から施行する。

附 則 (平成24年12月4日規程第3号)  
この規程は、平成25年1月1日から施行する。

附 則 (平成25年12月12日規程第1号)  
(施行期日)

1 この規程は、平成26年1月1日から施行する。ただし、第17条第1項から第2項までの

改正規定は、同年4月1日から施行する。

(住居手当の経過措置)

2 施行日の前日において住居手当の支給を受けていた者で、改正後の第17条第1項の対象に該当しない者については、次の各号に掲げる日が属する期間に応じて当該各号に定める金額を支給する。

- |                               |          |
|-------------------------------|----------|
| (1) 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間 | 月額6,000円 |
| (2) 平成27年4月1日から平成28年3月31日までの間 | 月額4,000円 |
| (3) 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間 | 月額2,000円 |

附 則 (平成26年12月9日規程第2号)

(施行期日等)

1 この規程は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条の規定 平成26年12月9日
- (2) 第2条の規定 平成27年4月1日

2 第1条の規定による改正後の職員給与規程(以下「新規程」という。)の規定は、平成26年4月1日から適用する。

(給与の内払)

3 新規程の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の職員給与規程の規定に基づいて支給された給与は、新規程の規定による給与の内払とみなす。

附 則 (平成27年12月4日規程第4号)

この規程は平成27年12月5日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年12月6日規程第2号)

この規程は平成28年12月6日から施行し、平成28年4月1日から適用する。

## 別表第1（第6条）

## 給料表（1）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	1	141,500	168,600	196,100	218,000	—	255,100	283,300	336,600
	2	142,600	170,400	197,500	219,900	—	257,200	285,400	339,200
	3	143,700	172,200	199,100	221,900	—	259,100	287,600	341,700
	4	144,800	173,900	200,500	223,900	—	261,400	289,700	344,500
	5	146,100	175,700	202,100	225,900	227,800	263,400	292,100	347,000
	6	147,200	177,400	203,500	228,000	229,700	265,500	294,500	349,600
	7	148,300	179,100	205,200	230,000	231,800	267,600	297,000	352,400
	8	149,300	180,900	206,600	232,100	233,700	270,000	299,400	355,100
	9	150,500	182,800	208,200	234,000	235,700	272,100	301,800	357,600
	10	151,500	183,900	210,000	236,100	237,700	274,600	304,400	360,400
	11	152,600	185,100	211,900	238,000	239,800	276,700	306,700	363,000
	12	153,600	186,300	213,800	239,900	241,900	278,900	309,000	365,600
	13	154,900	187,500	215,800	242,000	243,800	280,900	311,700	368,300
	14	156,100	188,900	218,000	244,100	245,800	283,400	314,200	371,000
	15	157,400	190,300	220,100	246,400	248,100	285,800	316,700	373,900
	16	158,600	191,800	222,100	248,400	250,000	288,200	319,100	376,600
	17	159,900	193,000	223,900	250,400	252,100	290,500	321,700	379,500
	18	162,000	194,400	225,900	252,700	254,200	293,000	324,100	382,200
	19	164,200	195,900	228,000	254,900	256,300	295,300	326,500	385,200
	20	166,200	197,300	229,800	257,000	258,500	297,700	329,100	387,900
	21	168,300	198,700	231,600	259,100	260,700	300,100	331,700	390,800
	22	170,100	200,300	233,500	261,400	262,800	302,600	334,200	393,700
	23	171,900	201,900	235,700	263,500	264,800	305,100	336,700	396,500
	24	173,600	203,700	237,800	265,700	267,200	307,500	339,300	399,300
	25	175,400	205,500	239,700	268,100	269,400	309,800	341,700	402,200
	26	177,200	207,200	241,700	270,600	271,500	312,600	344,300	405,200
	27	179,100	209,000	243,700	272,600	273,700	315,000	346,900	408,100
	28	180,900	210,900	245,700	274,700	275,900	317,600	349,400	411,100
	29	182,700	212,700	247,600	277,000	278,200	320,100	351,900	414,100
	30	183,700	214,600	249,800	279,300	280,400	322,900	354,400	417,200
	31	184,900	216,600	251,600	281,500	282,700	325,400	357,000	420,200
	32	186,100	218,500	253,800	283,800	285,100	328,100	359,600	423,300
	33	187,200	220,600	255,600	286,000	287,200	330,400	362,200	426,200
	34	188,400	222,400	257,600	288,200	289,700	333,100	365,000	429,300
	35	189,500	224,500	259,400	290,300	292,000	335,600	367,600	432,000
	36	190,800	226,500	261,400	292,500	294,300	338,200	370,500	434,800
	37	192,300	228,400	263,100	294,700	296,500	340,700	373,000	437,700
	38	193,500	230,200	265,300	296,900	299,200	343,200	375,700	440,600
	39	194,700	232,300	267,400	299,200	301,500	345,700	378,300	443,200
40	195,900	234,100	269,500	301,300	303,800	348,200	381,000	446,000	



職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	41	197,200	236,000	271,600	303,300	305,900	350,900	383,900	448,400
	42	198,500	237,900	273,300	305,500	308,300	353,600	386,700	450,700
	43	199,700	239,700	275,200	307,800	310,500	356,100	389,600	452,800
	44	201,300	241,600	277,200	310,100	312,700	358,400	392,300	455,000
	45	202,800	243,400	278,900	312,500	314,800	361,100	395,100	457,200
	46	204,500	245,200	280,800	314,600	317,300	363,700	398,100	459,200
	47	206,000	246,900	282,900	316,800	319,700	366,200	400,900	461,200
	48	207,700	248,800	284,700	318,900	322,100	368,900	403,500	463,000
	49	209,300	250,500	286,500	321,000	324,700	371,300	406,200	465,000
	50	210,800	252,400	288,300	323,300	326,800	373,700	408,700	466,600
	51	212,400	254,200	290,100	325,600	329,100	376,100	411,600	468,200
	52	214,200	256,000	291,900	327,700	331,300	378,500	414,100	469,800
	53	216,100	257,900	293,800	329,900	333,300	380,700	416,700	471,400
	54	217,900	259,800	295,600	331,900	335,500	383,100	418,900	472,700
	55	219,700	261,600	297,300	333,800	337,900	385,400	420,500	474,100
	56	221,600	263,300	299,200	335,900	340,000	387,600	422,500	475,500
	57	223,300	265,100	300,900	337,800	342,100	389,800	424,400	476,700
	58	225,100	266,800	302,800	339,800	344,300	392,000	426,000	477,900
	59	226,700	268,700	304,500	341,700	346,400	394,100	427,700	479,100
	60	228,500	270,500	306,300	343,700	348,800	396,400	429,600	480,200
	61	230,300	272,000	308,100	345,500	350,800	398,500	431,200	481,400
	62	232,000	273,700	310,000	347,300	352,800	400,400	432,700	482,400
	63	233,700	275,400	311,500	349,200	354,900	402,200	434,000	483,300
	64	235,500	277,100	313,400	351,000	357,200	404,000	435,300	484,300
	65	237,200	278,900	314,900	352,800	359,300	405,900	436,600	485,400
	66	238,800	280,700	316,400	354,600	361,400	407,300	437,800	486,400
	67	240,200	282,400	317,800	356,000	363,300	408,700	439,100	487,400
	68	241,700	284,100	319,500	357,500	365,200	410,100	440,200	488,400
	69	243,200	285,800	321,000	359,300	367,200	411,800	441,100	489,300
	70	244,600	287,500	322,300	360,800	369,200	413,000	442,000	490,200
	71	246,100	289,200	323,800	362,200	371,100	414,400	442,600	491,000
72	247,700	291,100	325,400	363,600	373,000	415,400	443,500	491,800	
73	249,200	292,600	326,900	365,000	374,900	416,600	444,000	492,600	
74	250,700	294,200	328,300	366,100	376,600	417,300	444,700	493,400	
75	252,200	295,900	329,800	367,200	378,000	418,300	445,300	494,100	
76	253,700	297,400	331,500	368,300	379,400	419,200	445,800	494,900	
77	255,400	299,000	332,900	369,400	380,800	419,900	446,200	495,500	
78	256,900	300,100	334,200	370,300	382,200	420,600	446,800	496,200	
79	258,600	301,300	335,500	371,200	383,500	421,500	447,200	496,900	
80	260,100	302,600	336,700	372,100	384,700	422,200	447,600	497,600	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	81	261,500	304,000	337,900	373,000	386,100	423,100	448,000	498,200
	82	263,000	305,300	338,900	373,900	387,300	423,600	448,300	498,800
	83	264,600	306,500	339,800	374,900	388,700	424,300	448,700	499,300
	84	266,000	307,700	340,800	375,700	390,000	424,800	449,300	499,900
	85	267,300	309,100	341,800	376,500	391,300	425,300	449,800	500,400
	86	268,900	310,200	342,800	377,200	392,400	425,800	450,300	501,000
	87	270,400	311,200	343,800	377,900	393,400	426,100	450,800	501,600
	88	271,800	312,200	344,800	378,800	394,400	426,400	451,400	502,200
	89	273,100	313,300	345,700	379,600	395,300	427,000	452,000	502,700
	90	274,500	314,200	346,500	380,200	396,300	427,400	452,500	503,200
	91	275,800	315,000	347,400	380,900	397,200	428,000	453,100	503,800
	92	277,000	315,900	348,100	381,600	398,000	428,500	453,700	504,400
	93	278,200	316,800	348,700	382,300	398,700	429,200	454,300	504,900
	94	279,300	317,600	349,200	382,900	399,400	429,700	454,700	505,300
	95	280,600	318,500	349,900	383,600	400,200	430,200	455,200	505,800
	96	281,800	319,300	350,400	384,300	400,900	430,800	455,800	506,200
	97	283,000	320,100	350,900	385,000	401,700	431,400	456,300	506,700
	98	284,100	320,700	351,500	385,700	402,400	432,000		507,200
	99	285,100	321,200	352,100	386,400	403,100	432,600		507,700
100	286,100	321,500	352,600	387,000	403,700	433,100		508,200	
101	287,200	321,900	352,900	387,600	404,200	433,600		508,600	
102	288,100	322,400	353,300	388,200	404,800	434,000		509,000	
103	289,000	323,000	353,800	388,800	405,400	434,600		509,500	
104	289,900	323,500	354,300	389,400	406,100	435,200		509,900	
105	290,700	324,000	354,700	389,900	406,600	435,600		510,400	
106	291,500	324,500	355,200	390,400	407,200	436,100		510,800	
107	292,100	324,900	355,600	391,000	407,800	436,500		511,300	
108	292,800	325,400	356,000	391,500	408,400	437,000		511,800	
109	293,500	325,900	356,400	392,100	408,900	437,500		512,200	
110	294,100	326,400	356,900	392,600	409,500	438,000		512,700	
111	294,700	326,800	357,300	393,200	410,100	438,400		513,100	
112	295,400	327,200	357,700	393,700	410,600	438,900		513,600	
113	296,200	327,500	358,000	394,200	411,200	439,200		514,100	
114	296,800	327,900	358,500	394,700	411,700	439,600			
115	297,300	328,200	359,000	395,200	412,300	440,100			
116	297,900	328,600	359,300	395,800	412,900	440,500			
117	298,500	329,000	359,600	396,300	413,500	440,900			
118	298,900	329,400	360,000	396,900	414,100	441,400			
119	299,200	329,800	360,300	397,400	414,500	441,900			
120	299,700	330,200	360,600	398,000	415,100	442,400			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級	8 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円	円
	121	300,200	330,600	360,900	398,500	415,600	442,800		
	122		330,900	361,300	399,000	416,200			
	123		331,300	361,600	399,500	416,800			
	124		331,700	362,000	400,100	417,400			
	125		332,000	362,400	400,500	417,900			
	126		332,400	362,800	401,100	418,300			
	127		332,800	363,200	401,700	418,900			
	128		333,100	363,500	402,300	419,400			
	129		333,500	363,900	402,700	419,900			
	130				403,100	420,300			
	131				403,500	420,800			
	132				403,900	421,200			
	133				404,200	421,600			
	134				404,500	422,100			
	135				404,900	422,600			
	136				405,200	423,100			
	137				405,500	423,500			
	138				405,700	424,000			
139				406,100	424,500				
140				406,500	424,900				
141				406,800	425,300				
142					425,800				
143					426,200				
144					426,500				
145					426,800				
146					427,300				
147					427,800				
148					428,200				
149					428,600				
再任用 職員		174,300	201,900	233,000	270,700	288,400	307,800	340,800	379,300

備考 この給料表は、給料表(2)(3)(4)(5)の適用を受けないすべての職員に適用する。

## 別表第2（第6条）

## 給料表（2）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円
	1	134,000	202,100	224,400	228,100
	2	135,000	203,800	226,400	230,000
	3	136,000	205,800	228,200	231,800
	4	137,000	207,600	230,100	233,800
	5	138,000	209,100	232,200	235,700
	6	139,000	211,100	234,300	237,600
	7	140,100	212,800	236,100	239,500
	8	141,200	214,500	237,900	241,400
	9	142,400	215,700	239,900	243,400
	10	143,500	218,100	241,900	245,400
	11	144,600	219,600	243,800	247,400
	12	145,600	221,600	245,800	249,500
	13	146,700	222,600	247,700	251,300
	14	147,700	224,900	249,600	253,500
	15	148,800	226,500	251,500	255,500
	16	149,800	228,200	253,400	257,500
	17	151,000	229,300	255,200	259,400
	18	152,000	231,600	257,200	261,800
	19	153,200	233,400	259,200	263,800
	20	154,300	235,300	261,100	265,800
	21	155,100	236,700	262,700	267,700
	22	156,600	238,600	264,700	269,800
	23	158,100	240,200	266,800	271,700
	24	159,700	242,000	268,700	273,600
	25	161,400	243,500	270,600	275,500
	26	162,400	245,100	272,600	277,600
	27	163,400	247,000	274,500	279,700
	28	164,500	248,500	276,400	281,800
	29	165,600	250,100	277,500	284,100
	30	166,800	251,700	280,200	286,000
	31	168,000	253,300	282,200	288,000
	32	169,400	254,900	284,000	289,900
	33	170,400	256,500	285,400	291,600
	34	171,700	258,100	287,400	293,600
	35	173,000	259,600	289,100	295,700
	36	174,200	261,200	290,900	297,600
	37	175,500	262,800	292,500	299,300
	38	176,900	264,300	294,300	301,300
	39	178,300	265,800	295,900	303,100
40	179,800	267,400	297,600	305,200	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	41	181,500	269,700	298,900	307,000
	42	183,000	270,600	300,800	308,700
	43	184,500	271,900	302,400	310,600
	44	186,200	273,600	304,000	312,600
	45	187,800	274,900	305,800	314,300
	46	189,500	276,200	307,100	316,200
	47	191,300	277,400	308,300	317,900
	48	192,900	278,900	309,600	319,600
	49	194,800	280,200	311,200	321,300
	50	196,400	281,400	312,500	323,100
	51	198,200	282,700	313,700	324,700
	52	199,900	284,100	314,900	326,400
	53	201,800	285,400	316,100	327,800
	54	203,300	286,600	317,000	329,500
	55	205,100	287,900	318,000	330,800
	56	206,700	289,400	318,900	332,000
	57	208,400	291,100	319,900	333,200
	58	210,100	291,800	320,700	334,500
	59	211,700	292,900	321,500	335,600
	60	213,300	293,900	322,200	336,600
	61	215,300	295,000	322,400	337,800
	62	216,500	295,900	323,800	338,900
	63	218,000	296,600	324,700	340,100
	64	219,700	297,500	325,400	341,300
	65	222,000	298,000	325,700	342,400
	66	222,900	299,300	326,700	343,400
	67	224,300	300,100	327,300	344,200
	68	226,000	301,000	328,000	345,100
	69	227,700	301,800	328,700	345,900
	70	229,400	302,500	329,300	346,800
	71	231,000	303,300	329,900	347,600
	72	232,500	303,900	330,500	348,300
	73	234,100	304,200	330,700	348,900
	74	235,600	304,900	331,600	349,500
	75	237,200	305,500	332,200	350,200
	76	238,800	305,900	332,800	350,800
	77	240,200	306,300	333,100	351,500
	78	241,700	306,900	334,000	352,100
	79	243,200	307,400	334,600	352,700
	80	244,700	307,800	335,100	353,200

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員	81	246,300	308,300	335,700	353,600
	82	247,900	308,400	336,200	354,200
	83	249,400	308,900	336,700	354,700
	84	250,900	309,300	337,200	355,300
	85	252,400	309,700	337,700	355,800
	86	253,900	310,100	338,100	356,300
	87	255,300	310,400	338,600	356,800
	88	257,000	310,800	339,000	357,400
	89	258,400	311,400	339,600	357,800
	90	259,800	311,600	340,000	358,300
	91	261,300	311,900	340,500	358,800
	92	262,600	312,300	340,900	359,300
	93	264,000	312,500	341,400	359,800
	94	265,000	313,000	341,800	360,200
	95	266,000	313,400	342,200	360,800
	96	267,200	313,700	342,800	361,300
	97	268,400	314,100	343,200	361,800
	98	269,600	314,300	343,700	362,300
	99	270,600	314,500	344,100	362,700
	100	271,700	314,800	344,700	363,200
	101	272,900	315,200	345,100	363,700
	102	273,900	315,400	345,500	364,200
	103	274,800	315,700	346,000	364,700
	104	275,700	316,000	346,500	365,200
	105	276,600	316,500	346,800	365,700
	106	277,400	316,700	347,400	366,000
	107	278,100	317,100	347,900	366,500
	108	278,900	317,300	348,400	367,000
	109	279,700	317,900	348,700	367,400
	110	280,400	318,000	349,100	367,800
	111	281,200	318,300	349,400	368,200
	112	281,900	318,600	349,800	368,600
	113	282,600	318,900	350,000	368,900
	114	283,200	319,200	350,300	369,300
	115	283,600	319,500	350,600	369,800
	116	283,900	319,800	350,900	370,200
	117	284,200	320,100	351,200	370,600
	118	284,700	320,400	351,400	371,000
	119	285,200	320,700	351,700	371,400
	120	285,700	321,000	352,000	371,800

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員	121	286,100	321,300	352,300	372,100
	122	286,500	321,500	352,700	
	123	286,900	321,700	353,100	
	124	287,300	321,900	353,500	
	125	287,800	322,100	353,900	
	126	288,200	322,300	354,300	
	127	288,600	322,500	354,700	
	128	288,900	322,700	355,100	
	129	289,200	322,900	355,500	
	130	289,500	323,100	355,900	
	131	289,800	323,300	356,300	
	132	290,200	323,500	356,700	
	133	290,700	323,700	357,100	
	134	290,900	323,800	357,500	
	135	291,200	323,900	357,900	
	136	291,600	324,000	358,300	
	137	291,900	324,100	358,700	
	138	292,200	324,200	359,100	
	139	292,500	324,300	359,500	
	140	292,900	324,400	359,900	
	141	293,200	324,500	360,300	
	142	293,500	324,600	360,700	
	143	293,900	324,700	361,100	
	144	294,100	324,800	361,500	
	145	294,500	324,900	361,900	
	146	294,800	325,000	362,300	
	147	295,100	325,100	362,700	
	148	295,400	325,200	363,100	
	149	295,700	325,300	363,500	
	150	296,000		363,900	
	151	296,300		364,300	
	152	296,600		364,700	
	153	296,900		365,100	
	154			365,400	
	155			365,700	
	156			366,000	
	157			366,300	
再任用職員		211,200	222,400	243,200	273,900

備考 この表は、自動車運転の業務、介護技術員の業務及び作業の業務に従事する職員に適用する。

## 別表第3（第6条）

## 給料表（3）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円
	1	206,100	319,700	411,400
	2	208,500	323,600	414,200
	3	211,000	327,700	417,000
	4	213,300	331,500	419,800
	5	215,600	335,700	422,700
	6	218,100	339,400	425,600
	7	220,400	343,400	428,500
	8	222,900	347,300	431,300
	9	225,500	351,500	434,100
	10	228,200	355,600	437,000
	11	231,200	359,700	439,800
	12	234,000	363,700	442,600
	13	236,900	367,600	445,500
	14	240,800	371,800	448,400
	15	244,600	375,700	451,300
	16	248,400	379,600	454,000
	17	252,300	383,500	456,700
	18	256,400	386,500	459,300
	19	260,300	389,300	462,200
	20	264,300	392,200	464,900
	21	268,400	395,200	467,600
	22	272,200	398,000	470,300
	23	276,200	401,000	473,000
	24	279,900	403,800	475,600
	25	283,800	406,600	478,400
	26	287,500	409,200	481,000
	27	291,300	411,900	483,400
	28	295,000	414,500	485,800
	29	298,800	417,100	488,400
	30	302,400	419,700	491,000
	31	306,200	422,300	493,300
	32	309,900	424,700	495,800
	33	313,600	427,100	498,200
	34	317,200	429,600	500,700
	35	320,900	432,100	503,100
	36	324,500	434,600	505,600
	37	328,100	437,000	507,900
	38	331,600	439,400	510,000
	39	335,200	441,900	512,200
40	338,400	444,300	514,200	



職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	41	341,700	446,900	516,600
	42	345,000	449,100	518,300
	43	348,200	451,400	520,100
	44	351,400	453,500	522,000
	45	354,400	455,500	523,800
	46	357,600	457,700	525,100
	47	360,900	459,700	526,400
	48	364,100	461,700	527,700
	49	367,000	463,600	529,000
	50	368,900	465,400	530,200
	51	371,100	467,100	531,400
	52	373,100	468,900	532,600
	53	374,900	470,500	533,700
	54	376,800	471,700	534,700
	55	378,700	472,800	535,800
	56	380,400	473,900	536,800
	57	382,300	474,900	537,800
	58	383,900	475,900	538,700
	59	385,400	477,000	539,600
	60	387,100	478,100	540,600
	61	388,600	479,100	541,600
	62	389,900	479,800	542,500
	63	391,100	480,600	543,600
	64	392,300	481,500	544,600
	65	393,600	482,100	545,600
	66	394,700	482,900	546,700
	67	395,700	483,500	547,700
	68	396,900	484,200	548,700
	69	397,700	484,900	549,700
	70	398,500	485,400	550,700
	71	399,400	485,700	551,700
	72	400,100	486,200	552,600
	73	400,800	486,700	553,600
	74	401,500	487,300	554,600
	75	402,200	487,700	555,500
	76	403,000	488,100	556,400
	77	403,800	488,500	557,400
	78	404,500	488,900	558,300
	79	405,200	489,400	559,200
	80	406,000	489,900	560,000

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額
	81	406,700	490,400	560,900
	82	407,300	490,900	561,700
	83	407,900	491,300	562,600
	84	408,600	491,800	563,400
	85	409,500	492,400	564,300
	86	410,100	493,000	565,100
	87	410,700	493,600	565,900
	88	411,400	494,000	566,600
	89	412,000	494,500	567,300
	90	412,500	495,100	568,000
	91	413,000	495,700	568,800
	92	413,500	496,200	569,600
	93	413,900	496,700	570,300
	94	414,300	497,300	571,100
	95	414,700	497,800	571,800
	96	415,200	498,300	572,500
	97	415,700	498,800	573,200
	98	416,100	499,300	573,800
	99	416,600	499,800	574,500
	100	417,000	500,400	575,200
	101	417,500	500,900	575,900
	102	417,900	501,400	576,600
	103	418,300	501,900	577,200
	104	418,800	502,500	577,800
	105	419,300	503,000	578,600
	106	419,800		579,300
	107	420,300		580,000
	108	420,800		580,700
	109	421,200		581,300
再任用 職員		293,900	354,200	414,900

備考 この表は医師の業務に従事する職員に適用する。

## 別表第4（第6条）

## 給料表（4）

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	142,200	171,200	197,400	218,300	—	255,100	283,400
	2	143,400	172,900	198,500	220,200	—	257,200	285,500
	3	144,600	174,600	199,900	222,200	—	259,100	287,700
	4	145,800	176,200	201,300	224,200	—	261,400	289,800
	5	147,100	177,900	202,700	226,300	227,900	263,500	292,200
	6	148,300	179,600	204,100	228,200	229,800	265,600	294,600
	7	149,500	181,200	205,700	230,300	231,800	267,800	297,100
	8	150,600	183,000	206,900	232,400	233,900	270,100	299,500
	9	151,900	184,600	208,500	234,300	235,800	272,200	301,900
	10	153,000	185,700	210,500	236,300	238,000	274,700	304,500
	11	154,200	186,700	212,500	238,200	240,000	276,800	306,800
	12	155,300	187,700	214,300	240,200	242,100	279,100	309,100
	13	156,700	188,900	216,100	242,300	243,900	281,000	311,700
	14	157,900	190,100	218,300	244,500	245,900	283,500	314,200
	15	159,200	191,400	220,300	246,600	248,000	285,800	316,700
	16	160,500	192,700	222,200	248,700	249,900	288,200	319,100
	17	161,900	194,100	224,100	250,700	252,100	290,500	321,700
	18	163,400	195,500	226,100	253,000	254,100	293,000	324,100
	19	164,800	196,700	228,100	255,200	256,400	295,300	326,600
	20	166,200	198,100	229,900	257,400	258,400	297,700	329,100
	21	167,600	199,500	232,000	259,400	260,800	300,100	331,700
	22	170,100	201,300	233,900	261,700	262,900	302,600	334,200
	23	172,600	203,000	236,000	263,800	264,900	305,100	336,700
	24	175,000	204,900	237,900	266,000	267,300	307,500	339,300
	25	177,100	206,600	239,800	268,300	269,500	309,900	341,700
	26	178,800	208,300	241,800	270,600	271,800	312,600	344,300
	27	180,400	210,200	243,700	272,900	274,000	315,100	346,900
	28	182,100	212,100	245,800	275,000	276,200	317,600	349,400
	29	183,800	213,900	247,800	277,200	278,400	320,100	351,900
	30	184,800	215,600	249,900	279,500	280,700	322,900	354,400
	31	185,800	217,500	251,700	281,800	283,100	325,400	357,000
	32	186,800	219,300	253,900	284,000	285,400	328,100	359,600
	33	187,900	221,200	255,700	286,100	287,400	330,400	362,200
	34	189,100	223,000	257,700	288,300	289,900	333,100	365,000
	35	190,200	224,900	259,700	290,500	292,100	335,600	367,700
	36	191,500	226,800	261,600	292,700	294,400	338,200	370,500
	37	193,000	228,600	263,400	294,800	296,700	340,700	373,000
	38	194,400	230,500	265,600	297,200	299,300	343,200	375,700
	39	195,700	232,600	267,700	299,500	301,600	345,700	378,300
40	196,900	234,300	269,800	301,700	303,900	348,200	381,100	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	41	198,100	236,200	271,800	304,000	306,000	350,900	383,900
	42	199,400	238,100	273,600	305,900	308,400	353,600	386,700
	43	200,700	240,000	275,600	308,100	310,700	356,100	389,600
	44	202,300	241,800	277,400	310,300	312,900	358,500	392,300
	45	203,700	243,600	279,200	312,700	315,000	361,100	395,100
	46	205,300	245,500	281,100	314,800	317,500	363,700	398,100
	47	207,000	247,200	283,000	317,100	319,900	366,300	400,900
	48	208,600	249,200	284,700	319,100	322,300	368,900	403,600
	49	210,200	250,900	286,600	321,300	324,900	371,300	406,200
	50	211,800	252,900	288,500	323,500	327,000	373,700	408,800
	51	213,400	254,600	290,300	325,700	329,400	376,100	411,600
	52	215,100	256,400	292,100	327,900	331,600	378,500	414,200
	53	216,700	258,200	294,100	330,100	333,600	380,700	416,800
	54	218,500	260,000	295,800	332,100	335,800	383,100	418,900
	55	220,300	261,800	297,500	334,100	338,100	385,400	420,600
	56	222,200	263,500	299,300	336,100	340,200	387,700	422,700
	57	223,900	265,200	301,100	338,100	342,300	390,000	424,600
	58	225,600	267,000	302,900	340,000	344,700	392,200	426,200
	59	227,200	268,800	304,600	342,000	346,800	394,400	427,900
	60	228,900	270,700	306,400	344,000	349,100	396,600	429,700
	61	230,600	272,400	308,200	345,700	351,100	398,700	431,200
	62	232,300	274,100	310,100	347,500	353,200	400,600	432,700
	63	234,000	275,800	311,600	349,600	355,300	402,400	434,100
	64	235,700	277,500	313,400	351,500	357,500	404,200	435,400
	65	237,200	279,300	314,900	353,300	359,600	406,100	436,700
	66	238,800	281,100	316,400	355,000	361,700	407,500	437,800
	67	240,200	282,800	317,900	356,500	363,800	409,000	439,100
	68	241,700	284,500	319,600	358,000	365,700	410,500	440,200
	69	243,400	286,200	321,100	359,600	367,600	412,000	441,100
	70	244,800	287,900	322,400	361,100	369,500	413,300	442,000
	71	246,300	289,600	324,000	362,500	371,500	414,600	442,800
72	247,900	291,300	325,600	364,100	373,500	415,700	443,500	
73	249,500	293,000	327,200	365,500	375,400	416,700	444,000	
74	251,100	294,500	328,600	366,400	377,200	417,400	444,700	
75	252,600	296,100	330,100	367,500	378,600	418,400	445,300	
76	254,100	297,500	331,600	368,600	380,000	419,300	445,900	
77	255,600	299,200	333,000	369,700	381,300	420,000	446,300	
78	257,200	300,400	334,300	370,700	382,700	420,700	446,800	
79	258,900	301,700	335,600	371,500	384,000	421,500	447,300	
80	260,400	302,800	336,800	372,400	385,200	422,200	447,700	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	81	261,700	304,200	338,000	373,300	386,500	423,000	448,000
	82	263,300	305,500	338,900	374,200	387,800	423,600	448,300
	83	264,800	306,700	339,900	375,100	389,100	424,300	448,700
	84	266,300	308,000	340,900	376,000	390,400	424,900	449,300
	85	267,700	309,300	341,800	376,800	391,600	425,400	449,800
	86	269,100	310,300	342,800	377,600	392,700	425,900	450,300
	87	270,600	311,300	343,800	378,400	393,700	426,300	450,900
	88	272,000	312,400	344,800	379,100	394,700	426,600	451,500
	89	273,400	313,500	345,700	379,800	395,600	427,000	452,100
	90	274,700	314,200	346,600	380,400	396,600	427,500	452,600
	91	276,100	315,100	347,400	381,100	397,500	428,100	453,100
	92	277,400	316,000	348,100	381,800	398,300	428,600	453,700
	93	278,600	317,000	348,700	382,500	399,000	429,200	454,300
	94	279,700	317,800	349,400	383,200	399,700	429,800	454,700
	95	280,900	318,600	350,100	383,900	400,400	430,300	455,200
	96	282,100	319,400	350,700	384,500	401,000	430,900	455,800
	97	283,200	320,200	351,200	385,100	401,800	431,500	456,300
	98	284,300	320,800	351,800	385,800	402,500	432,100	
	99	285,300	321,300	352,300	386,500	403,200	432,700	
100	286,200	321,700	352,800	387,100	403,900	433,200		
101	287,300	322,100	353,000	387,700	404,400	433,700		
102	288,200	322,500	353,500	388,300	405,000	434,100		
103	289,100	323,100	354,000	388,900	405,600	434,700		
104	290,000	323,700	354,400	389,500	406,200	435,300		
105	290,800	324,100	354,800	390,000	406,700	435,800		
106	291,600	324,600	355,200	390,600	407,300	436,200		
107	292,200	325,100	355,600	391,200	407,900	436,700		
108	292,900	325,600	356,000	391,600	408,500	437,200		
109	293,600	326,100	356,500	392,100	409,000	437,600		
110	294,200	326,500	356,900	392,600	409,700	438,100		
111	294,800	326,900	357,400	393,200	410,300	438,500		
112	295,500	327,300	357,800	393,700	410,900	439,000		
113	296,200	327,600	358,100	394,200	411,400	439,400		
114	296,800	328,000	358,600	394,700	411,900			
115	297,300	328,400	359,100	395,200	412,400			
116	297,900	328,800	359,400	395,800	413,000			
117	298,500	329,100	359,700	396,400	413,500			
118	298,900	329,500		397,000	414,100			
119	299,200	329,900		397,600	414,600			
120	299,700	330,300		398,100	415,100			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	121	300,200	330,600		398,600	415,600		
	122		330,900		399,100	416,200		
	123		331,300		399,600	416,800		
	124		331,700		400,100	417,400		
	125		332,000		400,500	417,900		
	126				401,100	418,400		
	127				401,700	418,900		
	128				402,300	419,400		
	129				402,700	419,900		
	130				403,300	420,400		
	131				403,900	421,000		
	132				404,400	421,400		
	133				404,800	421,900		
	134				405,300			
	135				405,800			
	136				406,400			
137				406,800				
再任用 職員		175,800	205,000	234,800	270,400	287,900	307,800	340,800

備考 この表は、診療放射線技師の業務、診療エックス線技師の業務、理学療法士の業務、作業療法士の業務、言語聴覚士の業務、臨床検査技師の業務、衛生検査技師の業務及び栄養士の業務に従事する職員に適用する。

## 別表第5（第6条）

## 給料表（5）

職員の 区分	職務の級 号 給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	153,900	177,700	199,400	218,700	—	255,100	283,400
	2	155,400	179,200	200,500	220,800	—	257,200	285,600
	3	156,900	180,700	201,800	222,700	—	259,100	287,700
	4	158,300	182,100	202,900	224,700	—	261,400	289,800
	5	159,700	183,300	204,100	226,500	228,100	263,500	292,300
	6	161,100	184,700	205,300	228,400	230,000	265,600	294,700
	7	162,600	186,000	206,600	230,500	232,000	267,800	297,200
	8	164,100	187,600	207,500	232,500	234,000	270,100	299,600
	9	165,600	189,300	208,900	234,400	235,900	272,200	301,900
	10	167,100	189,900	210,700	236,300	238,000	274,700	304,500
	11	168,500	190,800	212,600	238,300	240,100	276,800	306,800
	12	170,000	191,700	214,200	240,300	242,100	279,100	309,100
	13	171,600	192,500	216,100	242,400	244,100	281,000	311,700
	14	173,100	193,400	218,200	244,500	246,000	283,500	314,200
	15	174,500	194,500	220,200	246,600	248,300	285,800	316,700
	16	176,000	195,700	222,200	248,700	250,300	288,200	319,100
	17	177,500	196,500	223,900	250,700	252,300	290,500	321,700
	18	178,900	197,500	225,900	252,900	254,400	293,000	324,100
	19	180,300	198,600	227,900	255,100	256,600	295,300	326,600
	20	181,500	199,800	229,700	257,200	258,700	297,700	329,100
	21	182,700	200,800	231,600	259,300	260,800	300,100	331,700
	22	184,300	202,400	233,600	261,600	262,900	302,600	334,200
	23	186,000	204,200	235,700	263,600	265,000	305,100	336,700
	24	187,500	205,700	237,700	265,900	267,300	307,500	339,300
	25	189,000	207,300	239,600	268,200	269,600	309,800	341,700
	26	189,600	208,900	241,700	270,500	271,800	312,600	344,300
	27	190,200	210,600	243,600	272,800	274,000	315,100	346,900
	28	191,000	212,300	245,800	275,000	276,200	317,600	349,400
	29	192,100	213,800	247,900	277,200	278,500	320,100	351,900
	30	193,000	215,600	249,800	279,500	280,800	322,900	354,400
	31	193,900	217,400	251,700	281,700	283,100	325,400	357,000
	32	194,900	219,400	253,800	284,000	285,400	328,100	359,600
	33	196,000	221,300	255,700	286,100	287,500	330,400	362,200
	34	197,100	223,100	257,700	288,300	290,000	333,100	365,000
	35	198,000	225,300	259,700	290,500	292,200	335,600	367,700
	36	198,900	227,200	261,700	292,700	294,500	338,200	370,500
	37	200,000	228,900	263,600	294,800	296,700	340,700	373,000
	38	201,100	230,700	265,500	297,200	299,300	343,300	375,700
	39	202,100	232,700	267,500	299,500	301,600	345,800	378,300
40	203,700	234,400	269,500	301,700	303,900	348,300	381,100	

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	41	204,700	236,200	271,500	304,000	306,000	350,900	383,900
	42	206,200	238,100	273,500	305,900	308,400	353,600	386,700
	43	207,600	240,000	275,600	308,100	310,700	356,100	389,600
	44	209,100	241,800	277,500	310,300	312,900	358,400	392,300
	45	210,800	243,600	279,300	312,700	315,000	361,100	395,100
	46	212,400	245,500	281,200	314,900	317,500	363,700	398,100
	47	213,900	247,200	283,100	317,100	319,900	366,300	400,900
	48	215,800	249,200	284,800	319,200	322,300	368,900	403,600
	49	217,600	250,800	286,500	321,400	324,900	371,300	406,200
	50	219,200	252,800	288,500	323,600	327,000	373,700	408,800
	51	220,900	254,500	290,200	325,800	329,400	376,100	411,600
	52	222,700	256,100	292,000	327,900	331,600	378,500	414,100
	53	224,500	258,000	293,900	330,000	333,600	380,700	416,700
	54	226,200	259,900	295,700	332,000	335,700	383,100	418,900
	55	227,900	261,700	297,500	334,100	338,100	385,400	420,700
	56	229,400	263,400	299,300	336,100	340,200	387,700	422,800
	57	231,000	265,200	301,000	338,100	342,300	390,000	424,700
	58	232,600	266,900	302,800	340,100	344,600	392,200	426,300
	59	234,100	268,800	304,500	342,000	346,700	394,400	428,000
	60	235,700	270,600	306,300	343,900	349,000	396,600	429,700
	61	237,200	272,300	308,100	345,800	351,100	398,700	431,300
	62	238,800	273,900	310,000	347,600	353,100	400,600	432,800
	63	240,300	275,700	311,500	349,600	355,200	402,500	434,200
	64	241,700	277,400	313,300	351,400	357,400	404,200	435,400
	65	243,400	279,200	314,800	353,200	359,500	406,000	436,800
	66	244,800	280,900	316,400	354,900	361,600	407,600	437,900
	67	246,300	282,600	318,000	356,500	363,700	409,000	439,200
	68	247,900	284,300	319,700	358,000	365,700	410,400	440,300
	69	249,500	286,000	321,100	359,700	367,600	412,000	441,200
	70	251,000	287,600	322,400	361,200	369,500	413,200	442,000
	71	252,500	289,300	323,900	362,700	371,500	414,500	442,800
72	254,000	291,100	325,500	364,100	373,400	415,600	443,600	
73	255,500	292,800	327,000	365,400	375,300	416,700	444,100	
74	257,100	294,300	328,500	366,500	377,000	417,400	444,700	
75	258,800	295,900	330,000	367,600	378,400	418,300	445,300	
76	260,300	297,600	331,600	368,600	379,800	419,200	445,900	
77	261,600	299,200	332,900	369,700	381,200	420,000	446,400	
78	263,200	300,400	334,200	370,700	382,600	420,800	446,900	
79	264,700	301,600	335,500	371,500	383,900	421,700	447,300	
80	266,200	302,800	336,900	372,400	385,100	422,400	447,700	



職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	81	267,600	304,100	338,000	373,300	386,400	423,200	448,000
	82	269,000	305,400	339,000	374,200	387,700	423,700	448,400
	83	270,400	306,700	340,100	375,100	389,000	424,400	448,800
	84	271,800	307,800	341,000	376,000	390,300	425,000	449,300
	85	273,200	309,200	341,800	376,800	391,600	425,600	449,800
	86	274,600	310,300	342,700	377,600	392,700	426,100	450,300
	87	275,900	311,300	343,700	378,300	393,700	426,500	450,900
	88	277,200	312,400	344,800	379,000	394,700	426,700	451,500
	89	278,500	313,400	345,700	379,800	395,600	427,100	452,000
	90	279,600	314,200	346,600	380,400	396,600	427,600	452,500
	91	280,800	315,100	347,400	381,100	397,600	428,100	453,100
	92	282,000	316,000	348,100	381,800	398,400	428,700	453,700
	93	283,200	316,800	348,700	382,500	399,200	429,300	454,300
	94	284,300	317,700	349,400	383,200	399,900	429,800	454,700
	95	285,300	318,600	350,100	383,900	400,600	430,300	455,200
	96	286,200	319,400	350,600	384,500	401,300	430,900	455,800
	97	287,300	320,100	351,100	385,200	402,000	431,500	456,300
	98	288,200	320,700	351,700	385,900	402,600	432,100	
	99	289,100	321,200	352,300	386,600	403,300	432,700	
100	290,000	321,600	352,700	387,100	403,900	433,300		
101	290,800	322,000	353,000	387,600	404,400	433,700		
102	291,600	322,500	353,600	388,200	405,000	434,100		
103	292,400	323,100	354,100	388,800	405,600	434,700		
104	293,100	323,600	354,500	389,400	406,300	435,300		
105	293,700	324,000	354,900	390,000	406,800	435,700		
106	294,200	324,500	355,200	390,600	407,400	436,100		
107	294,800	325,000	355,600	391,200	408,000	436,600		
108	295,500	325,500	356,000	391,600	408,600	437,100		
109	296,200	326,100	356,500	392,100	409,100	437,500		
110	296,800	326,600	357,000	392,600	409,800	438,000		
111	297,300	326,900	357,300	393,200	410,400	438,400		
112	297,900	327,300	357,800	393,700	410,900	438,900		
113	298,600	327,600	358,100	394,200	411,400	439,300		
114	298,900	328,000	358,600	394,800	411,900			
115	299,200	328,400	359,100	395,300	412,500			
116	299,700	328,800	359,400	395,900	413,100			
117	300,300	329,100	359,700	396,400	413,600			
118	300,700	329,400		397,000	414,200			
119	301,100	329,800		397,600	414,600			
120	301,500	330,200		398,100	415,200			

職員の 区分	職務の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級	6 級	7 級
	号 給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
再任用 職員 以外 の 職員		円	円	円	円	円	円	円
	121	301,900	330,600		398,600	415,700		
	122				399,100	416,200		
	123				399,600	416,800		
	124				400,200	417,400		
	125				400,600	418,000		
	126				401,200	418,600		
	127				401,800	419,100		
	128				402,300	419,600		
	129				402,700	420,000		
	130				403,300	420,500		
	131				403,900	421,100		
	132				404,400	421,600		
	133				404,800	422,100		
	134				405,300			
	135				405,800			
	136				406,400			
137				406,800				
再任用 職員		180,900	208,000	236,000	270,400	287,900	307,800	340,800

備考 この表は、保健師の業務、看護師の業務及び準看護師の業務に従事する職員に適用する。

別表第6（第7条） 全部改正〔平成18年規程2号〕

区 分	標 準 的 な 職 務
給料表(1)	1級 2級から8級までの職務の級に属さない職員の職務
	2級 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級 1. 主任の職務 2. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	4級 1. 係長又は主査の職務 2. 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
	5級 1. 総括係長又は総括主査の職務 2. 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
	6級 課長の職務
	7級 1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
	8級 1. 局長の職務 2. 重要な業務を所掌する統括課長の職務
給料表(2)	1級 2級から4級までの職務の級に属さない職員の職務
	2級 高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
	3級 特に高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
	4級 極めて高度の技能又は経験を必要とする業務を行う職務
給料表(3)	1級 1. 係長又は主査の職務 2. 医療業務を行う職務
	2級 1. 課長の職務 2. 相当高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
	3級 1. 所長の職務 2. 高度の知識経験に基づき、困難な医療業務を行う職務
給料表(4)	1級 1. 放射線業務を行う診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 2. 臨床検査業務を行う臨床検査技師又は衛生検査業務を行う衛生検査技師の職務 3. 栄養管理業務を行う栄養士の職務 4. 理学療法業務を行う理学療法士又は作業療法業務を行う作業療法士の職務 5. 言語訓練業務を行う言語聴覚士の職務
	2級 1. 相当高度の技術又は経験を必要とする放射線業務を行う診療放射線技師又は診療エックス線技師の職務 2. 相当高度の技術又は経験を必要とする臨床検査業務を行う臨床検査技師又は衛生検査業務を行う衛生検査技師の職務 3. 困難な栄養管理業務を行う栄養士の職務 4. 困難な理学療法業務を行う理学療法士又は困難な作業療法業務を行う作業療法士の職務 5. 困難な言語訓練業務を行う言語聴覚士の職務
	3級 1. 主任の職務 2. 高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う職務
	4級 1. 係長又は主査の職務 2. 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務
	5級 1. 総括係長又は総括主査の職務 2. 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
	6級 課長の職務
	7級 1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務
給料表(5)	1級 1. 保健師の職務 2. 看護師の職務 3. 准看護師の職務
	2級 相当高度の知識又は経験に基づき、保健指導又は看護等の業務を行う職務
	3級 1. 主任の職務 2. 高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う保健師又は看護師の職務 3. 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う職にある准看護師の職務
	4級 1. 係長又は主査の職務 2. 特に高度の専門的知識又は経験を必要とする業務を行う主任の職務 3. 特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う准看護師の職務
	5級 1. 総括係長又は総括主査の職務 2. 困難な業務を処理する係長又は主査の職務
	6級 課長の職務
	7級 1. 統括課長の職務 2. 極めて困難な業務を分掌する課長の職務

別表第7（第7条） 初任給基準表 全部改正〔平成18年規程2号〕

給料表	職 種	選考区分	学歴・免許	級・号給	調整号数
(1)	事務及び技術職	I類		1級29号	+1
		II類		1級17号	-3
		III類		1級5号	-5
(2)	作業員			1級5号	-1
	介護技術員		介護指導	1級5号	+2
	自動車運転		自動車運転免許	1級5号	+2
(3)	医師(インターン修了)		医大卒	1級17号	-2
	医師		医大卒	1級9号	+2
(4)	診療放射線技師	II類	短大3卒	1級21号	+4
	臨床検査技師	II類	短大3卒	1級29号	+4
	栄養士	I類		1級29号	+1
		II類	短大2卒	1級17号	+3
理学療法士 作業療法士	II類	短大3卒	1級21号	+4	
(5)	保健師	I類		1級25号	+2
	看護師	II類	短大3卒	1級21号	+1
	看護師	II類	短大2卒	1級17号	+1
	准看護師		養成所卒	1級1号	+3

(備考)

- 1 選考区分は、I類、II類及びIII類とし、それぞれに対応する能力実証の程度は、次のとおりとする。

選考区分	能力実証の程度
I類	大学卒業程度
II類	短大卒業程度
III類	高校卒業程度

(備考)

1. 調整号数欄に掲げる「+」は加算する号数を「-」は減じる号数を示す。
2. 採用された者が、その職務について有用な学歴免許、経験等を有する場合には、その者の号給を別表第8に定める経験年数等の換算基準により換算された年数1年につき、この表に定める号給の1号給上位の号給とすることができる。
3. 採用された者が給料表(2)の適用を受ける者である場合で、別表第9に定めるその者の年齢に応じ同表に定める号給が、この表に定める号給(前項の規定により経験年数等を加算して決定する号給を含む。)より上位のときは、同表に定める号給によることができる。

別表第8 (第7条) 経験年数換算基準表 一部改正〔平成5年規程3号・14年4号〕

経歴の種類	職員の職務との関係	換算率	備考
国家公務員、地方公務員又は公共企業体、政府関係機関若しくは外国政府の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	(割) 10	
	その他のもの	8	
民間における企業体、団体等の職員としての在職期間	職務の種類が同種のもの	10	
	その他のもの	8	
学校又は学校に準ずる教育機関における在学期間		5	1 在学年数は正規の修学年数の範囲内とする。 2 従事する職務と密接な関係のある在学期間については、理事長の承認を得て8割に換算することができる。
その他の期間		5	経験年数は10年(換算後5年)を限度とする。

〔備考〕

1. 免許の取得を採用条件とし、免許を必要とする職務に従事する職員については、免許を取得した日以後に該当免許を必要とする職務に従事した期間を10割に換算することができる。
2. 管理栄養士については、栄養士の期間は10割に換算することができる。
3. 保健師については、看護師の期間(准看護師の業務に従事した期間を含む。以下同じ。)及び助産師の期間を10割に換算することができる。ただし、10割に換算することができる看護師の期間は5年を限度とし、5年を超える看護師の期間は8割に換算することができる。
4. 看護師については、派出看護師の期間は5割に、准看護師の期間は10割に換算することができる。
5. 学校等の在学期間で正規の修学年数を超える期間等については、別に定めるところにより再換算を行う。

別表第9 (第7条) 年齢給基準 全部改正 [平成18年規程2号]

職種	採用時満年齢											
	年齢	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28
介護指導 自動車運転	1級号給	5	9	9	13	13	17	17	21	21	25	25
	(調整号数)	(+2)		(+2)		(+2)		(+2)		(+2)		(+2)
作業員	1級号給	5	5	9	9	13	13	17	17	21	21	25
	(調整号数)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)

29	30	31	32	33	34	35	36	37	38	39
29	29	33	33	37	37	37	37	37	37	37
	(+2)		(+2)		(+2)	(+2)	(+2)	(+2)	(+2)	(+2)
25	29	29	33	33	37	37	37	37	37	37
(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(+1)	(-1)	(-1)	(-1)	(-1)	(-1)	(-1)

別表第10（第7条）昇格、降格及び給料表を異にする異動に関する基準 全部改正

1. 職員を上位の級に昇格させる場合は、次に掲げる表の基準による。

区 分		標 準 的 な 職 務
給料表(1)	2級	1. 大学卒の者にあつては、1級職に1年以上在職した者 1. 短大卒の者にあつては、1級職に3年以上在職した者 2. 高校卒の者にあつては、1級職に5年以上在職した者
	3級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	4級	係長、主査又はこれに相当する職に任用された者
	5級	総括係長、総括主査又はこれに相当する職に任用された者
	6級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	7級	総括課長又はこれに相当する職に任用された者
	8級	局長又はこれに相当する職に任用された者
	9級	所長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(2)	2級	1. 自動車運転に従事する職員で、1級職に16年以上在職した者 2. 1以外の職員で1級職に16年以上在職した者
	3級	1. 自動車運転に従事する職員で、2級職に4年以上在職した者 2. 1以外の職員で2級職に4年以上在職した者
	4級	1. 自動車運転に従事する職員で、3級職に3年以上在職した者 2. 1以外の職員で3級職に3年以上在職した者
給料表(3)	2級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	3級	所長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(4)	2級	1. 大学卒の者にあつては、1級職に1年以上在職した者 2. 短大3卒の者にあつては、1級職に2年以上在職した者 3. 短大2卒の者にあつては、1級職に3年以上在職した者 4. 高専攻科卒の者にあつては、1級職に4年以上在職した者 5. 高校卒の者にあつては、1級職に5年以上在職した者
	3級	主任又はこれに相当する職に任用された者
	4級	係長、主査又はこれに相当する職に任用された者
	5級	総括係長、総括主査又はこれに相当する職に任用された者
	6級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	7級	総括課長又はこれに相当する職に任用された者
給料表(5)	2級	1. 大学卒の者にあつては、1級職に1年以上在職した者 2. 短大3卒の者にあつては、1級職に2年以上在職した者 3. 短大2卒の者にあつては、1級職に3年以上在職した者 4. 准看護師で1級職に13年以上在職した者
	3級	1. 主任又はこれに相当する職に任用された者 2. 准看護師で2級職に8年以上在職した者
	4級	1. 係長、主査又はこれに相当する職に任用された者 2. 准看護師で3級職に2年以上在職した者
	5級	総括係長、総括主査又はこれに相当する職に任用された者
	6級	課長又はこれに相当する職に任用された者
	7級	総括課長又はこれに相当する職に任用された者

全部改正 [平成18年規程2号]

2. 職員を昇格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、その者に適用される給料表の別に応じ、かつ、昇格した日の前日に受けていた号給に対応する次に掲げる昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給とする。

- (1) 昇格が2級以上上位の職務の級への昇格であるときにおける前項の規定の適用については、それぞれ1級上位の職務の級への昇格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
- (2) 職員の退職に伴い昇格させた場合におけるその者の号給は、この規定にかかわらず、あらかじめ理事長の承認を得て定める。
- (3) 平成18年3月31日以前に降格した者を、同年4月1日以降に昇格させた場合におけるその者の号給は、この規定にかかわらず、その者が同年3月31日以前に在級した最も上位の職務の級に達するまでは、当該昇格した日の前日に受けていた号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位額の号給）とする。

#### 昇格時対応号給表

##### 給料表（1）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給						
	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級
号給							
1	1	1	1	5	1	1	1
2	1	1	1	6	1	1	1
3	1	1	1	7	1	1	1
4	1	1	1	8	1	1	1
5	1	1	1	9	1	1	1
6	1	1	1	10	1	1	1
7	1	1	1	11	1	1	1
8	1	1	1	12	1	1	1
9	1	1	1	13	1	1	1
10	1	1	2	14	1	2	1
11	1	1	3	15	1	3	1
12	1	1	4	16	1	4	1
13	1	1	5	17	1	5	1
14	1	2	6	18	2	6	1
15	1	3	7	19	3	7	1
16	1	4	8	20	4	8	1
17	1	5	9	21	5	9	1
18	1	6	10	22	6	10	2
19	1	7	11	23	7	11	3
20	1	8	12	24	8	12	4



21	1	9	13	25	9	13	5
22	2	10	14	26	10	14	6
23	3	11	15	27	11	15	7
24	4	12	16	28	12	16	8
25	5	13	17	29	13	17	9
26	6	14	18	30	14	18	10
27	7	15	19	31	15	19	11
28	8	16	20	32	16	20	12
29	9	17	21	33	17	21	13
30	10	18	22	34	18	22	14
31	11	19	23	35	19	23	15
32	12	20	24	36	20	24	16
33	13	21	25	37	21	25	17
34	14	22	26	38	22	26	18
35	15	23	27	39	23	27	19
36	16	24	28	40	24	28	20
37	17	25	29	41	25	29	21
38	18	26	30	42	26	30	22
39	19	27	31	43	27	31	23
40	20	28	32	44	28	32	24
41	21	29	33	45	29	33	25
42	22	30	34	46	30	34	26
43	23	31	35	47	31	35	27
44	24	32	36	48	32	36	28
45	25	33	37	49	33	37	29
46	26	34	38	50	34	38	30
47	27	35	39	51	35	39	31
48	28	36	40	52	36	40	32
49	29	37	41	53	37	41	33
50	30	38	42	54	38	42	34
51	31	39	43	55	39	43	35
52	32	40	44	56	40	44	36
53	33	41	45	57	41	45	37
54	34	42	46	58	42	46	38
55	35	43	47	59	43	47	39

56	36	44	48	60	44	48	40
57	37	45	49	61	45	49	41
58	38	46	50	62	46	50	42
59	39	47	51	63	47	51	43
60	40	48	52	64	48	52	44
61	41	49	53	65	49	53	45
62	42	50	54	66	50	54	46
63	43	51	55	67	51	55	47
64	44	52	56	68	52	56	48
65	45	53	57	69	53	57	49
66	46	54	58	70	54	58	49
67	47	55	59	71	55	59	50
68	48	56	60	72	56	60	50
69	49	57	61	73	57	61	51
70	50	58	62	74	58	62	51
71	51	59	63	75	59	63	52
72	52	60	64	76	60	64	52
73	53	61	65	77	61	65	53
74	54	62	65	78	62	66	53
75	55	63	66	79	63	67	53
76	56	64	66	80	64	68	54
77	57	65	67	81	65	69	54
78	58	66	67	82	66	69	54
79	59	67	68	83	67	70	55
80	60	68	68	84	68	70	55
81	61	69	69	85	69	71	55
82	62	70	70	85	69	71	56
83	63	71	71	86	70	72	56
84	64	72	72	86	70	72	56
85	65	73	73	87	71	73	57
86	66	74	73	87	71	73	57
87	67	75	74	88	72	73	57
88	68	76	74	88	72	74	58
89	69	77	75	89	73	74	58
90	70	77	75	89	74	74	58

91	71	78	76	90	75	75	59
92	72	78	76	90	76	75	59
93	73	79	77	91	77	75	59
94	73	79	77	91	77	76	60
95	74	80	77	92	78	76	60
96	74	80	78	92	78	76	60
97	75	81	78	93	79	77	61
98	75	81	78	93	79	77	
99	76	82	79	94	80	78	
100	76	82	79	94	80	78	
101	77	83	79	95	81	79	
102	77	83	80	95	81	79	
103	78	84	80	96	81	80	
104	78	84	80	96	82	80	
105	79	85	81	97	82	81	
106	79	85	81	97	82	81	
107	80	85	82	98	83	81	
108	80	86	82	98	83	82	
109	81	86	83	99	83	82	
110	81	86	83	99	84	83	
111	82	87	84	100	84	83	
112	82	87	84	100	84	84	
113	83	87	85	101	85	85	
114	83	88	85	101	85	85	
115	84	88	85	102	86	86	
116	84	88	85	102	86	86	
117	85	89	86	103	87	87	
118	85	89	86	104	87	87	
119	86	89	86	105	88	88	
120	86	90	86	105	88	88	
121	87	90	87	106	89	89	
122		90	87	106	89		
123		91	87	107	90		
124		91	87	108	90		
125		91	88	109	91		

126		92	88	110	92		
127		92	88	111	93		
128		92	88	112	93		
129		93	89	113	94		
130				114	94		
131				115	95		
132				116	96		
133				117	97		
134				117	97		
135				118	98		
136				118	98		
137				119	99		
138				119	100		
139				120	101		
140				120	101		
141				121	102		
142					103		
143					104		
144					105		
145					106		
146					107		
147					108		
148					109		
149					110		

給料表（２）

昇格した前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	4級
号給			
1	1	1	5
2	1	1	6
3	1	1	7
4	1	1	8
5	1	1	9
6	1	1	10
7	1	1	11
8	1	1	12
9	1	1	13
10	1	2	14
11	1	3	15
12	1	4	16
13	1	5	17
14	1	6	18
15	1	7	19
16	1	8	20
17	1	9	21
18	1	10	22
19	1	11	23
20	1	12	24
21	1	13	25
22	1	14	26
23	1	15	27
24	1	16	28
25	1	17	29
26	1	18	30
27	1	19	31
28	1	20	32
29	1	21	33
30	1	22	34

31	1	23	35
32	1	24	36
33	1	25	37
34	1	26	38
35	1	27	39
36	1	28	40
37	1	29	41
38	1	30	42
39	1	31	43
40	1	32	44
41	1	33	45
42	1	34	46
43	1	35	47
44	1	36	48
45	1	37	49
46	2	38	50
47	3	39	51
48	4	40	52
49	5	41	53
50	6	42	54
51	7	43	55
52	8	44	56
53	9	45	57
54	10	46	58
55	11	47	59
56	12	48	60
57	13	49	61
58	14	50	61
59	15	51	62
60	16	52	62
61	17	53	63
62	18	53	63
63	19	54	64
64	20	54	64
65	21	55	65

66	22	55	65
67	23	56	66
68	24	56	66
69	25	57	67
70	26	57	67
71	27	58	68
72	28	58	68
73	29	59	69
74	30	59	69
75	31	60	70
76	32	60	70
77	33	61	71
78	34	61	71
79	35	61	72
80	36	62	72
81	37	62	73
82	38	62	73
83	39	63	74
84	40	63	74
85	41	63	75
86	42	64	75
87	43	64	76
88	44	64	76
89	45	65	77
90	46	65	77
91	47	65	77
92	48	66	78
93	49	66	78
94	50	66	78
95	51	67	79
96	52	67	79
97	53	67	79
98	54	68	80
99	55	68	81
100	56	68	81

101	57	69	82
102	57	69	82
103	58	69	83
104	58	70	83
105	59	70	84
106	59	70	85
107	60	71	86
108	60	71	86
109	61	71	87
110	61	72	88
111	62	72	88
112	62	72	89
113	63	73	89
114	63	73	89
115	64	73	90
116	64	74	90
117	65	74	91
118	65	74	91
119	66	75	92
120	66	75	92
121	67	75	93
122	67	76	94
123	68	76	95
124	68	76	96
125	69	77	97
126	69	77	97
127	69	77	98
128	70	77	98
129	70	78	99
130	70	78	99
131	71	78	100
132	71	78	100
133	71	79	101
134	72	79	102
135	72	79	103



136	72	79	104
137	73	80	105
138	73	80	106
139	73	80	107
140	74	80	108
141	74	81	109
142	74	81	109
143	75	81	110
144	75	81	110
145	75	82	111
146	76	82	
147	76	82	
148	76	82	
149	77	83	
150	77		
151	77		
152	78		
153	78		

給料表（3）

昇格した前日に受けていた号給	昇格後の号給		
	2級	3級	
1	1	1	
2	1	1	
3	1	1	
4	1	1	
5	1	1	
6	1	1	
7	1	1	
8	1	1	
9	1	1	
10	1	1	
11	1	1	
12	1	1	
13	1	1	
14	1	1	
15	1	1	
16	1	1	
17	1	1	
18	1	1	
19	1	1	
20	1	1	
21	1	1	
22	1	2	
23	1	3	
24	1	4	
25	1	5	
26	1	6	
27	1	7	
28	1	8	
29	1	9	
30	2	10	

31	3	11	
32	4	12	
33	5	13	
34	6	14	
35	7	15	
36	8	16	
37	9	17	
38	10	18	
39	11	19	
40	12	20	
41	13	21	
42	14	22	
43	15	23	
44	16	24	
45	17	25	
46	18	26	
47	19	27	
48	20	28	
49	21	29	
50	22	30	
51	23	31	
52	24	32	
53	25	33	
54	26	33	
55	27	34	
56	28	34	
57	29	35	
58	30	35	
59	31	36	
60	32	36	
61	33	37	
62	33	37	
63	34	38	
64	34	38	
65	35	39	

66	35	39	
67	36	40	
68	36	40	
69	37	41	
70	37	41	
71	37	41	
72	38	41	
73	38	42	
74	38	42	
75	39	42	
76	39	42	
77	39	43	
78	40	43	
79	40	43	
80	40	43	
81	41	44	
82	41	44	
83	41	44	
84	41	44	
85	41	45	
86	42	45	
87	42	45	
88	42	45	
89	42	46	
90	42	46	
91	43	46	
92	43	46	
93	43	47	
94	43	47	
95	43	47	
96	44	47	
97	44	48	
98	44	48	
99	44	48	
100	44	48	

101	45	49	
102	45	49	
103	45	50	
104	46	50	
105	46	51	
106	46		
107	47		
108	47		
109	47		

給料表（４）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給						
1	1	1	1	5	1	1
2	1	1	1	6	1	1
3	1	1	1	7	1	1
4	1	1	1	8	1	1
5	1	1	1	9	1	1
6	1	1	1	10	1	1
7	1	1	1	11	1	1
8	1	1	1	12	1	1
9	1	1	1	13	1	1
10	1	1	2	14	1	2
11	1	1	3	15	1	3
12	1	1	4	16	1	4
13	1	1	5	17	1	5
14	1	2	6	18	2	6
15	1	3	7	19	3	7
16	1	4	8	20	4	8
17	1	5	9	21	5	9
18	1	6	10	22	6	10
19	1	7	11	23	7	11
20	1	8	12	24	8	12

21	1	9	13	25	9	13
22	2	10	14	26	10	14
23	3	11	15	27	11	15
24	4	12	16	28	12	16
25	5	13	17	29	13	17
26	6	14	18	30	14	18
27	7	15	19	31	15	19
28	8	16	20	32	16	20
29	9	17	21	33	17	21
30	10	18	22	34	18	22
31	11	19	23	35	19	23
32	12	20	24	36	20	24
33	13	21	25	37	21	25
34	14	22	26	38	22	26
35	15	23	27	39	23	27
36	16	24	28	40	24	28
37	17	25	29	41	25	29
38	18	26	30	42	26	30
39	19	27	31	43	27	31
40	20	28	32	44	28	32
41	21	29	33	45	29	33
42	22	30	34	46	30	34
43	23	31	35	47	31	35
44	24	32	36	48	32	36
45	25	33	37	49	33	37
46	26	34	38	50	34	38
47	27	35	39	51	35	39
48	28	36	40	52	36	40
49	29	37	41	53	37	41
50	30	38	42	54	38	42
51	31	39	43	55	39	43
52	32	40	44	56	40	44
53	33	41	45	57	41	45
54	34	42	46	58	42	46
55	35	43	47	59	43	47

56	36	44	48	60	44	48
57	37	45	49	61	45	49
58	38	46	50	62	46	50
59	39	47	51	63	47	51
60	40	48	52	64	48	52
61	41	49	53	65	49	53
62	42	50	54	66	50	54
63	43	51	55	67	51	55
64	44	52	56	68	52	56
65	45	53	57	69	53	57
66	46	54	58	70	54	58
67	47	55	59	71	55	59
68	48	56	60	72	56	60
69	49	57	61	73	57	61
70	50	58	62	74	58	62
71	51	59	63	75	59	63
72	52	60	64	76	60	64
73	53	61	65	77	61	65
74	54	62	65	78	62	66
75	55	63	66	79	63	67
76	56	64	66	80	64	68
77	57	65	67	81	65	69
78	58	66	67	82	66	69
79	59	67	68	83	67	70
80	60	68	68	84	68	70
81	61	69	69	85	69	71
82	62	70	70	85	69	71
83	63	71	71	86	70	72
84	64	72	72	86	70	72
85	65	73	73	87	71	73
86	66	74	73	87	71	73
87	67	75	74	88	72	74
88	68	76	74	88	72	74
89	69	77	75	89	73	75
90	70	77	75	89	74	75

91	71	78	76	90	75	76
92	72	78	76	90	76	76
93	73	79	77	91	77	77
94	73	79	77	91	77	77
95	74	80	77	92	77	77
96	74	80	78	92	78	78
97	75	81	78	93	78	78
98	75	81	78	93	78	78
99	76	82	79	94	79	79
100	76	82	79	94	79	79
101	77	83	79	95	79	79
102	77	83	80	95	80	80
103	78	84	80	96	80	80
104	78	84	80	96	80	80
105	79	85	81	97	81	81
106	79	85	81	97	81	81
107	80	85	82	98	82	81
108	80	86	82	98	82	82
109	81	86	83	99	83	82
110	81	86	83	99	83	83
111	82	87	84	100	84	83
112	82	87	84	100	84	84
113	83	87	85	101	85	85
114	83	88	85	101	85	
115	84	88	85	102	86	
116	84	88	86	102	86	
117	85	89	86	103	87	
118	85	89		104	87	
119	86	89		105	88	
120	86	90		106	88	
121	87	90		107	89	
122		90		108	89	
123		91		109	90	
124		91		109	90	
125		91		110	91	



126				110	92	
127				111	93	
128				112	93	
129				113	94	
130				114	94	
131				115	95	
132				116	96	
133				117	97	
134				118		
135				119		
136				120		
137				121		

給料表（5）

昇格した日の前日に受けていた号給	昇格後の号給					
	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給						
1	1	1	1	5	1	1
2	1	1	1	6	1	1
3	1	1	1	7	1	1
4	1	1	1	8	1	1
5	1	1	1	9	1	1
6	1	1	1	10	1	1
7	1	1	1	11	1	1
8	1	1	1	12	1	1
9	1	1	1	13	1	1
10	1	1	2	14	1	2
11	1	1	3	15	1	3
12	1	1	4	16	1	4
13	1	1	5	17	1	5
14	1	2	6	18	2	6
15	1	3	7	19	3	7
16	1	4	8	20	4	8
17	1	5	9	21	5	9
18	2	6	10	22	6	10
19	3	7	11	23	7	11
20	4	8	12	24	8	12

21	5	9	13	25	9	13
22	6	10	14	26	10	14
23	7	11	15	27	11	15
24	8	12	16	28	12	16
25	9	13	17	29	13	17
26	10	14	18	30	14	18
27	11	15	19	31	15	19
28	12	16	20	32	16	20
29	13	17	21	33	17	21
30	14	18	22	34	18	22
31	15	19	23	35	19	23
32	16	20	24	36	20	24
33	17	21	25	37	21	25
34	18	22	26	38	22	26
35	19	23	27	39	23	27
36	20	24	28	40	24	28
37	21	25	29	41	25	29
38	22	26	30	42	26	30
39	23	27	31	43	27	31
40	24	28	32	44	28	32
41	25	29	33	45	29	33
42	26	30	34	46	30	34
43	27	31	35	47	31	35
44	28	32	36	48	32	36
45	29	33	37	49	33	37
46	30	34	38	50	34	38
47	31	35	39	51	35	39
48	32	36	40	52	36	40
49	33	37	41	53	37	41
50	34	38	42	54	38	42
51	35	39	43	55	39	43
52	36	40	44	56	40	44
53	37	41	45	57	41	45
54	38	42	46	58	42	46
55	39	43	47	59	43	47

56	40	44	48	60	44	48
57	41	45	49	61	45	49
58	42	46	50	62	46	50
59	43	47	51	63	47	51
60	44	48	52	64	48	52
61	45	49	53	65	49	53
62	46	50	54	66	50	54
63	47	51	55	67	51	55
64	48	52	56	68	52	56
65	49	53	57	69	53	57
66	50	54	58	70	54	58
67	51	55	59	71	55	59
68	52	56	60	72	56	60
69	53	57	61	73	57	61
70	54	58	62	74	58	62
71	55	59	63	75	59	63
72	56	60	64	76	60	64
73	57	61	65	77	61	65
74	58	62	65	78	62	66
75	59	63	66	79	63	67
76	60	64	66	80	64	68
77	61	65	67	81	65	69
78	62	66	67	82	66	69
79	63	67	68	83	67	70
80	64	68	68	84	68	70
81	65	69	69	85	69	71
82	66	70	70	85	69	71
83	67	71	71	86	70	72
84	68	72	72	86	70	72
85	69	73	73	87	71	73
86	70	74	73	87	71	73
87	71	75	74	88	72	74
88	72	76	74	88	72	74
89	73	77	75	89	73	75
90	73	77	75	89	74	75

91	74	78	76	90	75	76
92	74	78	76	90	76	76
93	75	79	77	91	77	77
94	75	79	77	91	77	77
95	76	80	77	92	78	77
96	76	80	78	92	78	78
97	77	81	78	93	79	78
98	77	81	78	93	79	78
99	78	82	79	94	80	79
100	78	82	79	94	80	79
101	79	83	79	95	81	79
102	79	83	80	95	81	80
103	80	84	80	96	81	80
104	80	84	80	96	82	80
105	81	85	81	97	82	81
106	81	85	81	97	82	81
107	82	85	82	98	83	81
108	82	86	82	98	83	82
109	83	86	83	99	83	82
110	83	86	83	99	84	83
111	84	87	84	100	84	83
112	84	87	84	100	84	84
113	85	87	85	101	85	85
114	85	88	85	101	85	
115	85	88	85	102	86	
116	86	88	86	102	86	
117	86	89	86	103	87	
118	86	89		104	87	
119	87	90		105	88	
120	87	90		105	88	
121	87	91		106	89	
122				106	89	
123				107	90	
124				108	90	
125				109	91	

126				110	92	
127				111	93	
128				112	93	
129				113	94	
130				114	94	
131				115	95	
132				116	96	
133				117	97	
134				118		
135				119		
136				120		
137				121		

全部改正〔平成18年規程2号〕

3. 職員を降格させた場合におけるその者の号給は、別に定める場合を除き、次に定める号給とする。
- (1) 降格した前日に受けていた号給（以下「降格前号給」という。）が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給のいずれかに該当するとき、その号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に掲げる号給
  - (2) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（昇給後の号給欄の最低の号給より低い場合を除く。）降格した職務の級の最高の号給
  - (3) 降格前号給が昇格時対応号給表の昇格後の号給欄に定める号給にないとき（前号に該当する場合を除く。）降格した職務の級の最低の号給
  - (4) (1)の規定により降格させる場合において、降格した日の前日に受けていた号給に対応する昇格した日の前日に受けていた号給欄に定める号給が二以上あるときは、最も上位の号給とする。
  - (5) 職員を降格させた場合において、当該降格が二級以上下位の職務の級への降格であるときにおけるこの規定の適用については、それぞれ一級下位の職務の級への降格が順次行われたものとして取り扱うものとする。
4. 職員を給料表の適用を異にして他の職に異動させる場合の職務の級は、その転職後の職務に応じたものとする。また異動後の号給は、その者の転職の日の前日の号給と同じ額の号給（同じ額の号給がないときは、当該号給の直近上位の額の号給）とする

別表 1 1 (第15条)

初任給調整手当基準表 (1)

支給期間	月 額	支給期間	月 額
医大卒		医大卒	
1～20年未満	175,100	31年未満	96,100
21	167,500	32	89,900
22	159,900	33	83,600
23	152,400	34	78,800
24	144,900	35	74,200
25	137,100	36	69,600
26	130,200	37	65,100
27	123,100	38	60,700
28	116,300	39	56,700
29	109,300	40	52,000
30	102,400		

(備考) 支給対象は、給料表(3)の適用職員とする。

全部改正〔平成18年規程2号〕

別表12（第25条）欠勤者又は休職者等の給与支給基準

一部改正〔平成10年規程4号・21年9号〕

原 因		給 与 支 給 基 準
欠 勤	1 業務上の負傷、疾病による欠勤	過去3月の平均給与日額 ただし、労働者災害補償保険法の適用を受ける場合にあつては、平均給与日額から休業補償等の給付金を差し引いた額
	2 結核性疾患による欠勤	欠勤した日から1年間は給与の全額
休 暇	1 就業規程第41条	病気休暇を認められた日から引き続く90日間は給与の全額、90日間を超えるときは給与を支給しない。
	2 就業規程第42条	介護休暇を認められ、実際に介護休暇を利用し、勤務をしなかった日又は時間について、給与を減額する。
休 職	1 就業規程第19条第1項第1号	休職期間の範囲内で、勤続年数に応じて別に定める普通休養期間は給与の全額、特別休養期間は給与の半額
	2 同第2号	休養期間が満1年に達するまでは、給与の100分の80の額、1年を超えるときは、給与を支給しない。
	3 同第3号	給与の100分の60の額以内で理事長の定める額
	4 同第4号から第7号まで	理事長の定める額

(注) 給与支給基準欄中、給与とは、給料、扶養手当、地域手当及び住居手当をいう。

別表13（第18条関係） 追加〔平成元年規程6号〕一部改正〔平成3年規程2号・4年8号・6年3号・15年2号〕

自転車 等の片道の 使用距離の区分	職員の区分  1 2以外の職員	2 身体に障害を有する 職員で理事長が定める ところにより通勤が困 難であると認められる もの
5キロメートル未満	2,600 円	3,900 円
5キロメートル以上 10キロメートル未満	3,000	5,300
10キロメートル以上 15キロメートル未満	5,000	8,100
15キロメートル以上 20キロメートル未満	7,000	10,900
20キロメートル以上 25キロメートル未満	9,000	13,700
25キロメートル以上 30キロメートル未満	11,000	16,500
30キロメートル以上 35キロメートル未満	11,000	19,300
35キロメートル以上 40キロメートル未満	13,000	22,100
40キロメートル以上	13,000	24,900